

平成26年度

市町村財政概要

大分県総務部市町村振興課

はしがき

「平成26年度市町村財政概要」は、毎年度実施している地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査及び市町村公共施設状況調査における本県市町村等に係る調査結果に基づき、平成26年度普通会計及び地方公営企業の決算状況を中心に主要な数値を取りまとめたものです。

最近の市町村財政をめぐる動きを見ると、平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」では財政健全化への取組方針として、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、赤字の対GDP比を縮小し、平成32年度までに黒字化を実現、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引き下げを目指し、また地方財政については、必要な一般財源総額を確保しつつ、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、その健全化を図ることとしています。

この基本方針の下で作成された平成28年度地方財政計画においては、地方創生の推進や公共施設の老朽化対策の推進、社会保障・税番号制度をはじめとした自治体情報システム構造改革などを推進するため、一般財源総額は過去最大の61.7兆円が確保されるとともに、臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されるなど一般財源の質の改善も図られています。

本県市町村については、地方債現在高や積立金現在高の推移を見ると、合併により一定の財政基盤の強化は図られたものの、少子高齢化・人口減少の進行、公共施設等の老朽化対策、合併市の交付税算定の特例措置終了など、市町村財政をめぐる情勢は今後も厳しさを増すことが予想されます。

このため、各市町村とも給与制度の適正化による人件費の削減をはじめとした経常的経費の見直しや公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の財務適用など財政マネジメントの強化により持続可能な財政基盤の確立を目指した堅実な財政運営を行う必要があります。

このような状況の中、市町村の財政状況を的確に把握・分析する資料として本書が広く活用され、各市町村がより一層の財政の健全化に努め、行財政基盤を確立し、多様化する住民ニーズに適切に対処するための一助となれば幸いです。

平成28年3月

大分県総務部市町村振興課

目 次

資料の見方	(8)
経常収支比率及び実質公債費比率の状況	(16)
大分県市町村の概況	(17)
平成26年度市町村総合決算の概要	(18)
I 普通会計決算	
1 市町村普通会計決算	
ア 平成26年度市町村普通会計決算の概要	
(1) 決算規模	1
(2) 決算収支	2
(3) 歳入の状況	3
(4) 歳出の状況	8
(5) 財政構造の弾力性の状況	17
(6) 将来にわたる財政負担の状況	20
(7) 特別会計決算の状況	25
(8) まとめ	26
イ 平成26年度市町村普通会計決算における主な指標	
(1) 歳入の状況	
①歳入決算額の伸び率	27
②自主財源比率	27
③一般財源比率	27
④地方税の割合	28
⑤地方交付税の割合	28
⑥地方債の割合	28
(2) 歳出の状況	
①歳出決算額の伸び率	29
②義務的経費の割合	29
③義務的経費の割合(人件費)	29
④義務的経費の割合(公債費)	30
⑤義務的経費の割合(扶助費)	30
⑥投資的経費の割合	30
(3) 財政構造の弾力性の状況	
①経常収支比率	31

②実質公債費比率(3ヵ年平均)	31
③実質収支比率	31
(4) 将来にわたる財政負担の状況	
①地方債現在高	32
②現債高倍率	32
③積立金現在高	32
④標準財政規模に対する倍率(積立金全体)	33
⑤財政調整基金現在高	33
⑥標準財政規模に対する倍率(財政調整基金)	33
ウ 主な指標の推移(10年間)	
(1) 歳入決算額の伸び率	34
(2) 歳出決算額の伸び率	34
(3) 義務的経費の割合	35
(4) 経常収支比率	35
(5) 経常収支比率(人件費)	36
(6) 経常収支比率(公債費)	36
(7) 実質収支比率	37
(8) 財政力指数(3ヵ年平均)	37
(9) 現債高倍率	38
(10) ラスパイレス指数	38
(11) 職員数	39
エ 平成26年度市町村普通会計決算(決算収支)	40
オ 平成26年度市町村普通会計決算(歳入の状況)	
(1)総括表	41
(2)歳入決算額(市町村別)	44
カ 平成26年度市町村普通会計決算(歳出の状況)	
(1)総括表	49
(2)歳出(目的別)決算額(市町村別)	52
(3)歳出(目的別)普通建設事業費決算額(市町村別)	54
(4)歳出(目的別)投資的経費充当一般財源等決算額(市町村別)	55
(5)歳出(性質別)決算額(市町村別)	56
(6)歳出(性質別)一般財源等決算額(市町村別)	62
キ 平成26年度市町村普通会計決算(財政構造の弾力性の状況)	
(1)経常収支比率の構成	64
(2)経常一般財源等の状況	65
(3)経常一般歳出の状況	66

(4) 経常収支比率一覧表	67
ク その他	
(1) 公営企業会計等に対する繰出の状況	68
(2) 社会保障施策経費における社会保障財源化分の市町村交付金の状況	70
2 市町村税	
ア 平成26年度市町村税の概要	73
イ 市町村別税収入の状況	75
ウ 市町村税の状況	76
エ 市町村税目別徴収状況	80
オ 市町村税調定額（現年課税分）の税目別構成比の状況	95
カ 徴税費の状況	96
キ 市町村税目別税率の状況	97
3 地方交付税	
ア 平成26年度地方交付税の概要	99
イ 市町村別地方交付税等の状況	100
ウ 経費別基準財政需要額の状況	101
エ 税目別基準財政収入額の状況	104
4 地方債	
ア 地方債現在高の状況	105
イ 事業別地方債発行額の状況	106
ウ 事業別地方債現在高の状況	108
5 積立金、貸付金、投資・出資金及び債務負担行為	
ア 特定目的基金の状況	111
イ 定額運用基金の状況	113
ウ 土地開発基金の状況	114
エ 貸付金、投資及び出資金の状況	115
オ 債務負担行為の状況	116
6 一部事務組合・広域連合普通会計決算	
ア 平成26年度一部事務組合・広域連合普通会計決算の概要	119
イ 地方債の状況	122
ウ 一部事務組合及び広域連合の設置状況	124

II 健全化判断比率と資金不足比率	
1 実質赤字比率	127
2 連結実質赤字比率	128
3 実質公債費比率	129
4 将来負担比率	130
5 資金不足比率	131
III 公営事業会計決算	
1 公営企業会計決算	
ア 地方公営企業の状況	133
イ 平成26年度公営企業会計決算の概要	
(1) 事業数及び職員数の状況	134
(2) 決算規模の状況	135
(3) 法適用企業の経営状況	136
(4) 法非適用企業の経営状況	136
(5) 企業債発行の状況	141
(6) 他会計繰入金の状況	142
(7) 事業別の概要	143
ウ 上水道事業	154
エ 病院事業	162
オ 工業用水道事業	168
カ 簡易水道事業	170
キ 公共下水道事業（法適用）	175
ク 公共下水道事業（法非適用）	178
ケ 特定環境保全公共下水道事業	183
コ 農業集落排水事業	189
サ 漁業集落排水事業	196
シ 小規模集合排水処理事業	200
ス 特定地域生活排水処理施設	202
セ 交通事業	205
ソ 宅地造成事業（その他造成）	207
タ 駐車場事業	209
チ 観光施設事業（休養宿泊施設）	213
ツ 観光施設事業（その他観光施設）	215
テ 市場事業	217

ト 電気事業	220
ナ 介護サービス事業	223
 2 その他公営事業会計決算	
ア 平成26年度その他公営事業会計決算の概要	227
イ 収益事業会計決算の状況	229
ウ 国民健康保険事業会計決算の状況	
(1) 事業勘定	230
(2) 直診勘定	232
エ 後期高齢者医療事業会計決算の状況	233
オ 介護保険事業会計決算の状況	
(1) 保険事業勘定	234
(2) サービス事業勘定	237
カ 交通災害共済事業会計決算の状況	238
 IV 公共施設の整備状況	
1 施設の概要	
ア 道路	239
イ 都市公園	239
ウ 公営住宅	239
エ 廃棄物処理施設	
(1) し尿処理施設	240
(2) ごみ処理施設	240
オ 上水道等	240
カ 公共下水道	241
キ 老人福祉施設	241
 2 各 表	
ア 道路	242
イ 公園	243
ウ 公営住宅等	244
エ 農業・林業施設	245
オ 廃棄物処理施設（し尿・ごみ）	245
カ 上水道等	246
キ 下水道等	248
ク 老人福祉施設（養護老人ホーム・特別養護老人ホーム）	252

ケ 児童福祉施設	253
コ その他の施設	254

V 第三セクター等の経営状況

1. 第三セクター等の概要

ア 設立の状況	257
イ 決算の状況	258

2. 土地開発公社の概要

ア 設立の状況	263
イ 事業実績	264
ウ 決算状況	265
エ 保有土地の状況	267

資料の見方

1. 本書は、「平成26年度地方財政状況調査」、「平成26年度地方公営企業決算状況調査」を中心として、本県内の市町村、一部事務組合及び広域連合の財政状況に関する統計資料等を収録したものである。

2. 調査団体の範囲

平成27年3月31日現在における市町村、一部事務組合及び広域連合

3. 調査期日

地方財政状況調査 平成27年5月31日現在

地方公営企業決算状況調査 平成27年3月31日現在（ただし、法非適用企業にあっては、一部の調査を除いて5月31日現在）

4. 会計の区分

- (1) 普通会計 公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。したがって、一般会計の中で公営事業会計に係る全部又は一部の収支（新たに建設中のものを含む。）を経理している場合においては、これに係る一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の当該会計において経理されたものとして取り扱っている。
- (2) 公営事業会計
- ① 公営企業会計 地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいうものであり、これを次のように分類している。
- ア 水道事業 （簡易水道事業を除く）
 - イ 工業用水道事業
 - ウ 交通事業 （路面電車事業、都市高速鉄道事業、自動車運送事業、懸垂電車等事業、船舶運航事業）
 - エ 電気事業
 - オ ガス事業
 - カ 簡易水道事業
 - キ 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業）
 - ク 病院事業 病院とは、医療法第1条の5に規定する病床数20床以上の施設を有するものをいう。なお、国民健康保険事業会計の直診勘定に属する病床数20床以上の施設を有する病院については、公営企業会計の病院事業として取り扱う。
 - ケ 市場事業
 - コ と畜場事業
 - サ 観光施設事業（休養宿泊施設事業、索道事業、その他観光事業）
 - シ 宅地造成事業（その他造成事業）

ス 下水道事業

(公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）、流域下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理事業)

セ 有料道路事業

(観光地有料道路事業を含む。)

ソ 駐車場整備事業

(観光地駐車場整備事業を含む。)

タ 介護サービス事業

(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問介護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業)

② その他公営企業会計

①及び③～⑧までに掲げる事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計をいう。

③ 収益事業会計

競馬、自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競走及び宝くじの各事業に係る会計をいう。

④ 国民健康保険事業会計

市町村が行う国民健康保険に係る会計で、国民健康保険事業勘定及び国民健康保険直営診療施設勘定（直営勘定に係る病床数20床以上の病院については、公営企業会計の病院事業としている。）をいう。

⑤ 後期高齢者医療事業会計 高齢者の医療の確保に関する法律により市町村及び広域連合が行う当該事業に係る会計をいう。

⑥ 介護保険事業会計

介護保険法により市町村が行う介護保険事業に係る会計をいう。

⑦ 農業共済事業会計

農業災害補償法により市町村が行う農業共済事業に係る会計をいう。

⑧ 交通災害共済事業会計

市町村が条例等により直接行う交通災害共済事業に係る会計をいう。

5. 公共施設状況調査

(1) 各表の数値は、主として総務省が平成27年度において全国市町村を対象に行った「平成26年度市町村公共施設状況調査」の結果をもとにしたものである。

(2) 調査は原則として、平成27年3月31日現在において、市町村が所有し又は管理している施設を対象としたが、施設によっては市町村以外のものが所有し又は管理しているものも含めた。

調査対象	調査時点
ア 道路	平成27年4月1日
イ 公園	
ウ 公営住宅等	
エ 農業・林業施設	
オ 廃棄物処理施設	
カ 上水道等	
キ 下水道等	
ク 老人福祉施設	平成26年10月1日
ケ 児童福祉施設	
コ その他の施設	平成27年3月31日

6. 主な財政用語の解説

実質収支	歳入歳出差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額で、形式収支に発生主義的要素を加味した実質的な収支である。
実質収支比率	<p style="text-align: center;"><u>実質収支額</u></p> <p style="text-align: center;">標準財政規模 (※平成19年度決算から臨時財政対策債発行可能額を含む。)</p>
単年度収支	<p>当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいう。</p> <p>実質収支は、前年度以前からの収支の累計額であるので、この単年度収支は、当該年度のみの実質的なものを表すものである。</p>
実質単年度収支	<p>次の算式によって算出された額をいう。</p> $\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立金額} + \text{地方債繰上償還額}$ $- \text{財政調整基金取崩し額}$ <p>収支結果には表れない黒字要素(基金積立金、繰上償還額)及び赤字要素(基金取崩し額)をとりあげて、これらの要素が仮に歳入歳出に措置されなかった場合、単年度収支が実質的にはどのようになるか表すものである。</p>
標準税収入額等	$\text{基準税収入額} = \left(\text{基準財政収入額} - \text{特別とん課与税} - \text{自動車重量課与税} - \text{航空機燃料課与税} - \text{交通安全対策特別交付金} - \text{地方消費税交付金に係る引き上げ分の } 25\% \right) \times 100/75 + \left(\text{地方揮発油課与税} + \text{石油ガス課与税} + \text{特別とん課与税} + \text{自動車重量課与税} + \text{航空機燃料課与税} + \text{交通安全対策特別交付金} \right)$
標準財政規模	標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額
財政力指数	<p>地方公共団体の財政力を示す指標として用いられ、この数値が高いほど財源に余裕があるものとされている。</p> $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{ の3カ年平均}$
基準財政収入額	標準的な状態において微収が見込まれる税収入等(法定外普通税、目的税、超過課税を除き、地方揮発油等課与税、各種交付金を含む。)をいう。
基準財政需要額	団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいう。

一般財源と特定財源	<p>一般財源とは、その使途が特定されていないもので、特定財源とは使途が特定されているものである。地方税、地方譲与税、地方交付税が一般財源の主たるものである。地方税のうち目的税や地方譲与税の一部は使途が定まっているが、経費の種目が定められているだけで、具体的には制限がなく、一般財源とされている。</p> <p>使途が定まっている国庫支出金、県支出金、地方債は、特定財源である。その他のものでは、使用料、手数料、負担金、特定寄附金等は特定財源であり、繰越金(純剰余金)、不用品の売払代金等は一般財源である。</p>
自主財源	<p>地方公共団体みずから、その権能を行使して調達することのできる財源で、地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金(純剰余金)、諸収入をいう。</p> <p>歳入に占める自主財源の割合(=自主財源比率)が高いほど行政活動の自主性と安定性が高いとされている。</p>
依存財源	<p>収入の源泉を国又は県に依存し、かつ、その額と内容が国又は県の定める具体的な基準ないし意志決定にかかっている財源をいう。</p> <p>地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、地方債等である。</p>
経常収支比率	<p>人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等が、どの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時の経費に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。</p> <p style="text-align: center;">経常経費充当の一般財源等額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">経常一般財源等総額 + 臨時財政対策債 + 減収補てん債特例分</p>
実質公債費比率	<p>元利償還金に準元利償還金(公営企業への公債費に対する繰出金など)を加えた実質的な公債費に充当された一般財源の標準財政規模に対する比率で、団体の財政力に対する公債費の負担の割合を示すものであり、この比率が18%を超えると起債する場合に許可が必要となり、25%を超えると起債が一部制限される。</p> <p style="text-align: right;">(元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) の3カ年平均 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p>
公債費比率	<p>地方債の発行に伴う毎年度の元利償還額(公債費)に充当された一般財源の標準財政規模に対する比率で、団体の財政力に対する公債費の負担の割合を示すものである。</p> <p style="text-align: center;">公債費充当一般財源額 - 公債費に係る基準財政需要額算入額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">標準財政規模 - 公債費に係る基準財政需要額算入額</p>
現債高倍率	<p>今後償還すべき地方債現在高の標準財政規模に対する指数で、将来の公債費負担及び地方債発行可能額を把握する指標となる。</p> <p style="text-align: center;"><u>地方債現在高</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">標準財政規模</p>

投 資 的 経 費	支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費をいう。
投 資 的 経 費 充 当 一 般 財 源 比 率	投資的経費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、財政構造の弾力性を把握する指標となる。 $\frac{\text{投資的経費充当一般財源額}}{\text{歳入一般財源総額}}$
義 務 的 経 費	支出が義務づけられ任意に削減できない極めて硬直性の強い経費で、人件費、扶助費、公債費をいう。
給 与	給 与 $\left\{ \begin{array}{l} \text{給 料(常勤の職員に対し、その勤務の対価として支給する給与のうち諸手当を除いたもの)} \\ \text{職員手当等(給与のうち、給料以外のものをいい、諸手当と称することもある)} \\ \text{共済費 職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、相互救済の目的で支出するもの。} \end{array} \right.$
ラスパイレス指数	地方公務員の学歴別、経験年数別の平均給料月額を国の職員構成に置きかえ、国の平均給料月額を100として、地方公務員の給与水準を割り出す方式。 $\frac{\sum \text{国家公務員数} \times \text{団体の平均給料月額}}{\sum \text{国家公務員数} \times \text{国家公務員の平均給料月額}}$
債 務 負 担 行 為	地方公共団体の将来の支出を伴う債務を負担する行為について、その行為の内容を定めておくものであり、予算の一部を構成するもの。 債務負担行為には、数年度にわたる建設工事及び土地の購入等のように翌年度以降の経費支出が予定されているものと、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものがある。
公 債 費 に 準 ず る 債 務 負 担 行 為	物件の購入等で相手方の行為の履行があったものに対し、複数年度にわたる債務負担行為を設定して支払いを行っているものなど。
法 適 用 企 業 ・ 法 非 適 用 企 業	地方公営企業のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業が法適用企業であり、それ以外の事業が法非適用企業である。 法適用企業には、地方公営企業法を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気(水力発電等)、ガスの7事業と法律により財務規定等を適用するよう定められている病院事業(以上、当然適用事業)、また、条例で全部又は一部を任意で適用する事業(任意適用事業)がある。法非適用企業は、任意適用事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業である。
損 益 収 支	地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

資 本 収 支	地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。
収 益 的 収 入	地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を中心とした収益。
資 本 的 収 入	建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫(県)補助金等の収入。
基 準 内 繰 入 金 基 準 外 繰 入 金	<p>地方公営企業法、地方財政法に基づき、①その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、②当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費で繰出基準に基づく他会計からの繰入金が基準内繰入金である。</p> <p>上記以外の他会計からの繰入金が基準外繰入金である。</p>

7. 公共施設関係主要指標

項目		算式
道 路	改良率 (%)	<p style="text-align: center;">改良済延長 (m)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">× 100</p> <p style="text-align: center;">実延長 (m)</p>
公 園	一人当たり公園面積 (m ²)	<p style="text-align: center;">市町村立及び市町村立以外の公園面積 (m²) (都市公園+その他の公園)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">× 100</p> <p style="text-align: center;">住民基本台帳登載人口 (人)</p>
公営住宅	世帯数比率 (%)	<p style="text-align: center;">公営住宅等全戸数 (戸数) (公営住宅+改良住宅+単独住宅)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">× 100</p> <p style="text-align: center;">住民基本台帳登載世帯数 (世帯)</p>
	充足率 (%)	<p style="text-align: center;">公営住宅等全戸数 (戸数) (公営住宅+改良住宅+単独住宅)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">× 100</p> <p style="text-align: center;">平成22年国勢調査借家間借り世帯数 (世帯)</p>
上水道等	普及率 (%)	<p style="text-align: center;">給水人口 (人) (上水道+簡易水道+専用水道+飲料水供給施設)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">× 100</p> <p style="text-align: center;">住民基本台帳登載人口 (人)</p>
下水道等	普及率 (%)	<p style="text-align: center;">現在処理区域内人口 (人) (公共下水道+農業集落排水施設+漁業集落排水施設 +小規模集合排水処理施設)+コミュニティプラント +合併処理浄化槽処理人口 (人)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">× 100</p> <p style="text-align: center;">住民基本台帳登載人口 (人)</p>

8. 類似団体の類型

類型は、市町村の態様を決定しうる要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定されたものであり、平成26年度は都市については16類型、町村については15類型が設定されている。

なお、各市町村の類型は次のとおりである。

(都 市)

人 口 型	産業構造 類	II次、III次95%以上		II次、III次95%未満	
		III次65%以上	III次65%未満	III次55%以上	III次55%未満
50,000人未満	I	3	2	1	0
50,000 ~ 100,000 人以上 人未満	II			中津市 日田市 佐伯市 宇佐市	
100,000 ~ 150,000	III			別府市	
150,000人以上	IV				

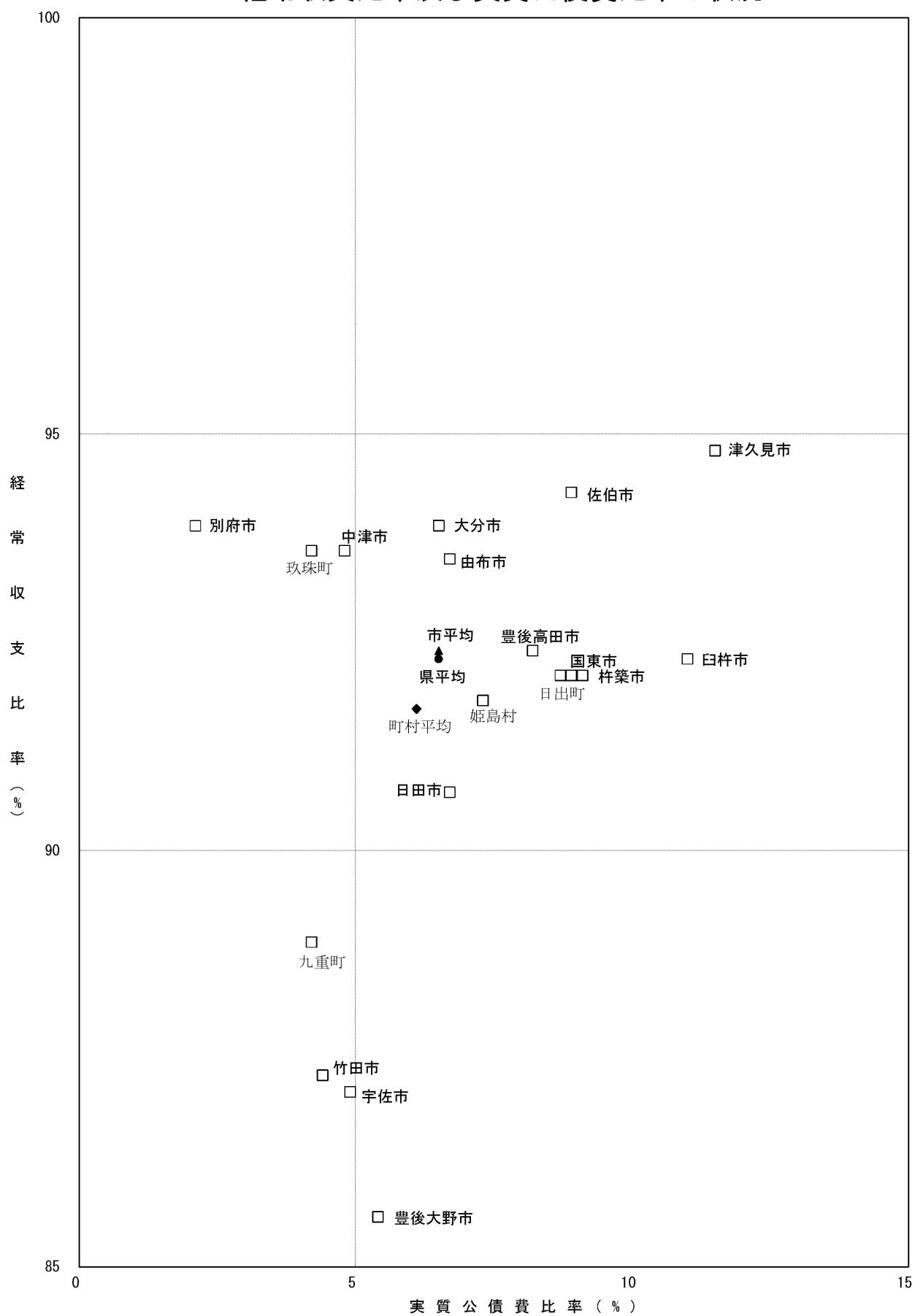
※中核市である大分市は本表には含まない。

(町 村)

人 口 型	産業構造 類	II次、III次80%以上		II次、III次80%未満
		III次55%以上	III次55%未満	
5,000人未満	I	2	1	0
5,000 ~ 10,000 人以上 人未満	II			姫島村
10,000 ~ 15,000	III			九重町
15,000 ~ 20,000	IV	玖珠町		
20,000人以上	V	日出町		

(注) 産業構造の比率は、分母を就業人口総数（分類不能の産業を含む）とし、分子のII次、III次就業人口には分類不能の産業を含めずに算出している。

経常収支比率及び実質公債費比率の状況



大分県市町村の概況

区分 市町村名	団体 コード	類型					面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	産業構造(平成22年国調)		
			平成27年 国勢調査 (速報値)	平成22年 国勢調査	増減率 (%)	H27.1.1 住民基本 台帳人口			第1次 構成比 (%)	第2次 構成比 (%)	第3次 構成比 (%)
大分市	442011	中核市	478,335	474,094	0.9	478,792	502.39	952.1	1.9	23.7	74.4
別府市	442020	III-1	122,193	125,385	▲ 2.5	121,100	125.29	975.3	1.2	14.6	84.2
中津市	442038	II-1	83,967	84,312	▲ 0.4	85,378	491.54	170.8	5.5	33.6	60.8
日田市	442046	II-1	66,526	70,940	▲ 6.2	69,444	666.03	99.9	11.0	25.9	63.1
佐伯市	442054	II-1	72,203	76,951	▲ 6.2	76,066	903.08	80.0	9.4	28.0	62.6
臼杵市	442062	I-1	38,768	41,469	▲ 6.5	41,017	291.20	133.1	9.8	29.8	60.4
津久見市	442071	I-1	17,973	19,917	▲ 9.8	19,298	79.47	226.2	10.4	27.4	62.3
竹田市	442089	I-O	22,342	24,423	▲ 8.5	23,851	477.53	46.8	33.8	12.6	53.6
豊後高田市	442097	I-1	22,868	23,906	▲ 4.3	23,555	206.24	110.9	15.2	29.0	55.9
杵築市	442101	I-O	30,204	32,083	▲ 5.9	30,966	280.06	107.8	18.0	30.0	52.0
宇佐市	442119	II-1	56,277	59,008	▲ 4.6	58,879	439.05	128.2	11.1	30.8	58.1
豊後大野市	442127	I-1	36,598	39,452	▲ 7.2	38,643	603.14	60.7	21.5	19.9	58.6
由布市	442135	I-1	34,276	34,702	▲ 1.2	35,594	319.32	107.3	9.3	16.0	74.7
国東市	442143	I-O	28,650	32,002	▲ 10.5	30,413	318.07	90.1	18.6	31.2	50.2
市 計	-	-	1,111,180	1,138,644	▲ 2.4	1,132,996	5,702.41	194.9	7.1	24.4	68.5
姫島村	443221	I-O	1,992	2,189	▲ 9.0	2,233	6.98	285.4	27.9	15.5	56.6
日出町	443417	V-2	28,067	28,221	▲ 0.5	28,624	73.33	382.7	8.0	26.9	65.1
九重町	444618	III-O	9,659	10,421	▲ 7.3	10,279	271.37	35.6	27.4	18.0	54.6
玖珠町	444626	IV-2	15,831	17,054	▲ 7.2	16,666	286.51	55.3	16.9	18.6	64.6
町 村 計	-	-	55,549	57,885	▲ 4.0	57,802	638.20	87.0	15.2	22.2	62.6
県 計	-	-	1,166,729	1,196,529	▲ 2.5	1,190,798	6,340.61	184.0	7.5	24.3	68.2

(注1) 「面積」は、国土交通省国土地理院が公表した平成26年10月1日現在の数値であり、境界未定の部分について、総務省統計局・統計センターが推定したものである。

(注2) 「産業構造」は、平成22年国勢調査によるもので、分類不能の産業の就業人口を除いて算出している。

(注3) 「人口密度」は、平成27年国勢調査人口(速報値)を(注1)の面積で除して算出している。

(注4) 「類型」は平成26年度類型である。

平成26年度市町村総合決算の概要

平成26年度の市町村決算について、総合決算の手法に基づき各会計を総合化した結果、実質収支は下表のとおりとなった。なお、総合決算の対象とした会計は、普通会計、収益事業会計等4事業会計、簡易水道事業会計等9法非適用企業会計及び水道事業会計等4法適用企業会計の合計18とし、土地開発公社等の地方公社、地方公共団体の出資法人、一部事務組合（収益事業は除く。）など地方公共団体から独立性の強い会計については対象外とした。

平成26年度市町村総合決算の概要

26年度 総合決算表 (実質収支)	普通会計 a							事業会計 b	下水道事業会計								交通 事業会計 c				
									簡易水道 事業会計	公共下水 道事業	特定環境 保全公共	農業集落 排水事業	排水事業	小規模 排水事業	特定地域 集合排水 処理事業	生活排水 事業					
		事業勘定	直診勘定	事業勘定	会計	事業勘定	事業勘定		事業会計	事業会計	道事業	公共下水事業	特定環境事業	保全公共事業	農業集落事業	排水事業	小規模事業	特定地域事業	集合排水事業		
		事業勘定	会計	事業勘定	事業勘定	事業勘定	事業勘定		事業会計	事業会計	道事業	公共下水事業	特定環境事業	保全公共事業	農業集落事業	排水事業	小規模事業	特定地域事業	集合排水事業		
大分市	3,343,931		264,049		25,377	5,914		295,340					0								
別府市	405,283	603,205	▲ 197,817		7,140	40,925		453,453		150,373											
中津市	1,291,244		462,308	3,780	0	40,743		506,831	725	40,574	11,323	28,024			258						4,378
日田市	1,312,448		▲ 13,590		1,742	73,858		62,010	416	1,462	15	391									
佐伯市	496,122		44,717	0	2,215	100,692	0	147,824	13,735		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
臼杵市	355,414		79,945		364	48,325		128,634	969	12,579	3,714	1,498	349			340					
津久見市	299,421		19,846		267	▲ 10,793		9,320	215	716											
竹田市	886,886		▲ 30,451		297	259,216		229,062	48			72				46					
豊後高田市	528,352		▲ 12,054		489	17,115		5,550	0	0	0	0	0								
杵築市	544,972		44,668		474	47,789	0	92,931	938	0	0	0									
宇佐市	1,434,969		25,764		1,025	68,750		95,539	15,925	19,437	1,627	5,791									
豊後大野市	1,182,001		107,617		2,808	167,778		278,203	21,750		6,588	1,659				1,643					
由布市	677,182		241,231		1,144	27,412		269,787	9,669			1,937									
国東市	334,542		37,251		1,048	58,461	134	96,894	21,473	8,236	10,065	813			1						
姫島村	121,559		▲ 1,087	508	2	13,107	222	12,752	398		67		55			▲ 29,571	▲ 6,379				
日出町	210,804		21,309		290	44,436	0	66,035	0	0		0	0								
九重町	347,062		7,405		88	35,524	2,095	45,112	6,114												
玖珠町	373,277		13,633		1,827	8,999	0	24,459	4,142												
市計	13,092,767	603,205	1,073,484	3,780	44,390	946,185	134	2,671,178	85,863	233,377	33,332	40,185	349		258	2,030	0	4,378			
町村計	1,052,702	0	41,260	508	2,207	102,066	2,317	148,358	10,654	0	67	0	55	0	0	0	▲ 29,571	▲ 6,379			
県計	14,145,469	603,205	1,114,744	4,288	46,597	1,048,251	2,451	2,819,536	96,517	233,377	33,399	40,185	404		258	2,030	▲ 29,571	▲ 2,001			
H25市計	13,982,881	951,364	2,012,006	2,525	47,154	817,715	1,065	3,831,829	109,365	323,434	40,629	40,704	410		692	2,350	0	1,639			
H25町村計	990,517	0	121,115	710	2,845	90,804	1,904	217,378	11,638	0	123	0	32	0	0	0	▲ 98,225	▲ 5,919			
H25県計	14,973,398	951,364	2,133,121	3,235	49,999	908,519	2,969	4,049,207	121,003	323,434	40,752	40,704	442		692	2,350	▲ 98,225	▲ 4,280			
26-25市計	▲ 890,114	▲ 348,159	▲ 938,522	1,255	▲ 2,764	128,470	▲ 931	▲ 1,160,651	▲ 23,502	▲ 90,057	▲ 7,297	▲ 519	▲ 61	▲ 434	▲ 320	0	2,739				
26-25町村計	62,185	0	▲ 79,855	▲ 202	▲ 638	11,262	413	▲ 69,020	▲ 984	0	▲ 56	0	23	0	0	0	68,654	▲ 460			
26-25県計	▲ 827,929	▲ 348,159	▲ 1,018,377	1,053	▲ 3,402	139,732	▲ 518	▲ 1,229,671	▲ 24,486	▲ 90,057	▲ 7,353	▲ 519	▲ 38	▲ 434	▲ 320	68,654	2,279				

平成26年度の総合決算による実質収支は33,928百万円の黒字となっており、黒字額は25年度(17,480百万円)に比べ16,448百万円増加している。

また、実質収支比率は10.65%と25年度(5.46%)を5.19ポイント上回った。

なお、法適用の公営企業については単年度の営業活動の結果発生した純利益または純損失に前年からの繰越利益剰余金または繰越欠損金を加えた未処分利益剰余金を計上している。

(単位：千円、%)

	観光施設事業会計			介護	公営企業	小計	公営企業				26年度	標準財政	25年度	市町村名					
	市 場	電 気	サービス				水 道	病 院	工業用水道	公共下水道	会 計	(法適用)	実質収支	規 模					
宅地造成	休養宿泊	そ の 他	事業会計	事業会計	事業会計	a+b+c	事業会計	事業会計	事業会計	事業会計	e	d+e=f	g	h	f-h				
						c	=d												
			86,867			86,867	3,726,138	17,846,329			▲ 1,909,506	15,936,823	19,662,961	98,101,897	20.04	4,494,042	15,168,919	大 分 市	
			0			150,373	1,009,109	442,142			442,142	1,451,251	24,705,444	5.87	2,008,952	▲ 557,701	別 府 市		
		0		0	15,385	100,667	1,898,742	1,551,335	365,134		1,916,469	3,815,211	24,007,666	15.89	2,696,028	1,119,183	中 津 市		
					0	2,284	1,376,742	1,264,528			1,264,528	2,641,270	22,396,219	11.79	1,170,091	1,471,179	日 田 市		
0			10,867			24,602	668,348	362,558			▲ 586,082	▲ 223,524	444,824	27,864,720	1.60	186,927	257,897	佐 伯 市	
		10,636				30,085	514,133	519,175			519,175	1,033,308	11,824,695	8.74	648,791	384,517	臼 杵 市		
						931	309,672	569,437			569,437	879,109	5,679,280	15.48	501,244	377,865	津 久 見 市		
	28					194	1,116,142	3,022			3,022	1,119,164	11,013,541	10.16	1,027,956	91,208	竹 田 市		
						0	533,902	438,152			438,152	972,054	9,097,147	10.69	510,161	461,893	豊 後 高 田 市		
						938	638,841	54,704	▲ 804,777	6,480	▲ 743,593	▲ 104,752	10,697,723	▲ 0.98	876,488	▲ 981,240	杵 築 市		
						17,517	60,297	1,590,805	29,898			29,898	1,620,703	16,464,269	9.84	2,019,310	▲ 398,607	宇 佐 市	
			18,836			50,476	1,510,680	54,938	▲ 1,210,458		▲ 1,155,520	355,160	17,054,878	2.08	555,697	▲ 200,537	豊 後 大 野 市		
	4,614					16,220	963,189	12,600			12,600	975,789	10,417,018	9.37	1,007,472	▲ 31,683	由 布 市		
						18,098	58,686	490,122			▲ 3,436,993	13,678	▲ 3,423,315	▲ 2,933,193	12,935,512	▲ 22,68	▲ 1,519,624	▲ 1,413,569	国 東 市
						28	▲ 35,402	98,909			0	98,909	1,314,215	7.53	172,060	▲ 73,151	姫 島 村		
						0	276,839	710,308			710,308	987,147	5,945,596	16.60	362,899	624,248	日 出 町		
						6,114	398,288				0	398,288	4,046,478	9.84	455,269	▲ 56,981	九 重 町		
						4,142	401,878	108,476			108,476	510,354	4,962,024	10.29	306,165	204,189	玖 珠 町		
0	28	15,250	97,734	18,836	51,000	582,620	16,346,565	23,148,818	▲ 5,087,094	20,158	▲ 2,495,588	15,588,294	31,932,859	302,260,009	10.56	16,183,535	15,749,324	市 計	
0	0	0	0	0	28	▲ 25,146	1,175,914	818,784	0	0	0	818,784	1,994,698	16,268,313	12.26	1,296,393	698,305	町 村 計	
0	28	15,250	97,734	18,836	51,028	557,474	17,522,479	23,967,602	▲ 5,087,094	20,158	▲ 2,495,588	16,405,078	33,927,557	318,528,322	10.65	17,479,928	16,447,629	県 計	
0	5,507	15,100	84,306	84,633	41,396	750,165	18,564,875	3,461,460	▲ 3,086,827	12,282	▲ 2,768,255	▲ 2,381,340	16,183,535	303,922,516	5.32				
0	0	0	0	0	120,694	28,343	1,236,238	60,155	0	0	0	60,155	1,296,393	16,496,680	7.86				
0	5,507	15,100	84,306	84,633	162,090	778,508	19,801,113	3,521,615	▲ 3,086,827	12,282	▲ 2,768,255	▲ 2,321,185	17,479,928	320,419,196	5.46				
0	▲ 5,479	150	13,428	▲ 65,797	9,604	▲ 167,545	▲ 2,218,310	19,687,358	▲ 2,000,267	7,876	272,667	17,967,634	15,749,324	▲ 1,662,507					
0	0	0	0	0	0	▲ 120,666	▲ 53,489	▲ 60,324	758,629	0	0	0	758,629	698,305	▲ 228,367				
0	▲ 5,479	150	13,428	▲ 65,797	▲ 111,062	▲ 221,034	▲ 2,278,634	20,445,987	▲ 2,000,267	7,876	272,667	18,726,263	16,447,629	▲ 1,890,874					